

平成31年大川市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月4日(月)
開 会 午後1時から午後1時40分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

1 番	柿添	博文	9 番	辻	正光
3 番	龍	靖男	10 番	吉川	康則
4 番	江崎	重俊	11 番	梅崎	正道
5 番	中村	博満	13 番	津村	浩二
6 番	貞苅	謙二	14 番	宮原	晶彦
7 番	植木	幸治	15 番	田中	博文
8 番	古賀	林允			

4. 欠席委員(1人)

12 番 志牟田 文彦

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第9号	農地法第3条許可申請について
議案第10号	農地法第5条許可申請について
議案第11号	下限面積(別段の面積)の設定について
議案第4号	農地法18条第6項通知について
報告第5号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成31年第

3回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員14名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに平成31年第3回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第5号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番から2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第9号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第10号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

1 番の申請目的は、 店舗（コンビニ）及び駐車場であります。農地区分は、「おおむね 10 ha以上の規模の一団の区域内にある農地」である第 1 種農地であります。第 1 種農地は「原則不許可」ではありますが、今回の申請は不許可の例外の「既存の施設の拡張」に該当するため、立地基準を満たしていると考えます。工期は 4 月 7 日着工であり、資金は銀行の預金残高証明書で確認しています。また、被害防除としては、ブロック 5 段を積むことから周辺の農地には影響がないと考えます。

以上のことから、1 番については、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 1 番について補足説明いたします。

事前に連絡を受け現場を確認しております。詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

次に議案第 11 号下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

農家台帳により、地区別、全体の経営農地面積別農家数割合を算出したところ、管内の農家で40a未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を下らないため、来年度の下限面積の設定について、変更は行わないことを提案いたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
 （「なし」という者あり）
 他に、ご意見等なしと認めます。
 ただいまから、採決いたします。
 議案第11号下限面積（別段の面積）の設定について、大川市全域40aとすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
 （全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
 よって、議案第11号下限面積（別段の面積）の設定について、40aとすることに決定しました。
 以上で、議案第11号下限面積（別段の面積）の設定についての審議を終わりました。
 次に報告第4号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
 職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
 みなさん、ご質疑等ございませんか。
 （「なし」という者あり）
 他に、ご意見等なしと認めます。
 以上で、報告第4号を終わります。
 次に報告第5号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
 職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
 みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。

3 番 龍 靖男 委員

4 番 江崎 重俊 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第3回大川市農業委員会総会を閉会致します。